

## 島根原子力発電所運用情報の公表基準について

公表区分		事象概要	公表手段
I	夜間，休日を問わず速やかに公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律（電気事業法，原子炉等規制法等）および「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」等（安全協定※<sup>1</sup>）に基づく報告対象の故障・トラブル</li> <li>・ その他社会的影響が出るおそれのある事象が発生したとき</li> </ul>	<p>「報道発表」 （発表後ホームページ掲載）</p>
II	夜間，休日に公表しないが，翌日の勤務時間内で公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事象の進展または状況変化によって，法律および安全協定に基づく報告対象の故障・トラブルとなるおそれがあるものなど</li> <li>・ 社会的に関心が高いと思われるものなど</li> </ul>	<p>「報道発表」・ 「資料提供」 または 「ホームページ掲載 『ホームページによるお知らせ』」</p>
III	定期的に公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転管理情報およびパトロール等によって発見した事象で留意すべきものや注意が必要なもの</li> </ul>	<p>ホームページ掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運転状況，不適合情報 毎月7日と20日</li> <li>・ 定期検査状況 定期検査期間中 毎週火曜日</li> </ul>

※1 「安全協定」とは以下の協定を示す。

- ・ 島根県，松江市と締結している「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」
- ・ 出雲市，安来市，雲南市と締結している「島根原子力発電所に係る出雲市民，安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」
- ・ 鳥取県，米子市，境港市と締結している「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」

## 島根原子力発電所運用情報の公表基準について

公表区分	事象概要	具 体 例
I	法律および安全協定に基づく報告対象の故障・トラブル	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉施設等の故障関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 原子炉施設等の故障があったとき</li> <li>(2) 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき</li> <li>(3) 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき</li> <li>(4) 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき</li> </ol> </li> <li>2. 放射性物質の漏えい関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき</li> <li>(2) 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき</li> </ol> </li> <li>3. 放射線被ばく関係               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき</li> <li>(2) 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき 「特別の措置」とは、医師の診察の結果、被ばくに起因する措置を行ったときを言う。</li> </ol> </li> <li>4. その他               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき</li> <li>(2) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき</li> <li>(3) 発電所敷地内において火災が発生したとき</li> <li>(4) 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき</li> <li>(5) 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき</li> <li>(6) その他、国への報告義務がある事態が発生したとき</li> </ol> </li> </ol>
	その他社会的影響が出るおそれのある事象が発生したとき	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 松江市で震度5弱以上の地震が観測されたとき</li> <li>2. 津波予報区「島根県出雲・石見」に大津波警報又は津波警報が発表され、発電所に津波の到達が確認されたとき</li> <li>3. 重油、軽油、毒劇物等が構外に異常に漏洩したとき</li> <li>4. 業務上災害による死亡事故が発生した場合</li> <li>5. 敷地外に反響するような予期せぬ大きな異常音等が発生したとき など</li> </ol>

公表区分	事象概要	具体例
II	<p>事象の進展または状況変化によって、法律および安全協定に基づく報告対象となるおそれがあるもの</p> <p>社会的に関心が高いと思われるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉の運転に関連する主要な機器の軽微な故障や主要な運転データに有意な変化が認められ、進展によっては原子炉の停止や出力抑制が必要となるもの 例 復水昇圧ポンプ軸封部に機能低下が認められ、修理のため予備機と切替 原子炉再循環ポンプ軸封部の機能低下 原子炉格納容器内の凝縮水量の増加</li> <li>2. 放射線管理区域内での漏えい（通常の管理により発生する漏えいを除く） (1) 原子炉水（1次系水）の1リットルを超える漏えい (2) 放射性物質を含む水、油等の10リットルを超える漏えい</li> <li>3. 定期点検等で発見した異常事象。 例 炉心シュラウドのひび 原子炉再循環系配管のひび、損傷</li> <li>4. 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合〔原子炉の停止を要求される事象、または「止める・冷やす・閉込める」の機能に該当する事象〕 例 制御棒2本以上の動作確認ができないとき 非常用ディーゼル発電機が2台以上動作不能となったとき</li> <li>5. 業務上災害による重傷事故が発生した場合</li> <li>6. 計画外の被ばく又は、放射性物質の内部取込みを確認した場合。 など</li> </ol>
III	<p>運転管理情報およびパトロール等によって発見した事象で留意すべきものや注意が必要なものなど</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 原子炉の安全に影響しない機器等の軽微な不具合 例 原子炉格納容器冷却器の風量調整ダンパー不具合による予備機への切替え</li> <li>2. 主要な運転データの軽微な変化 例 復水器の導電率の上昇</li> <li>3. 管理区域内での放射性物質を含まない水の200リットルを超える漏えい (通常の管理により発生する漏えいを除く)</li> <li>4. 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 例 原子炉格納容器放射線モニタ2系統のうち1系統の動作不良（公表区分IIを除く）</li> <li>5. 定期点検やパトロール等で発見した機器等の軽微な不具合 例 高圧注水ポンプ駆動用蒸気タービンの案内羽根の一部欠損 圧力抑制室内で異物を発見 固体廃棄物貯蔵庫内に保管するドラム缶の腐食</li> <li>6. 放射性物質を含む可能性のある水を内部取込みのおそれのある部位（顔面等）に被水した場合 (内部被ばく測定の結果、内部取込みが確認された場合は除く；区分IまたはIIで公表)</li> <li>7. 不適合と判定された情報（区分IまたはIIで公表した不適合情報を含む）</li> <li>8. 風水害により発電所に影響があったとき など</li> </ol>